

※昨年度、令和5・6・7年度泉佐野市入札参加登録申請を行い、R5年度の業者登録名簿の登録業種に追加または変更がない場合は、今回の追加申請は不要です。

R5年度に登録がない場合



今回の業種はすべて「新規」です。

R5年度に登録がある場合



①登録している業種を変更する場合は、「業種変更」です。

②業種を追加する場合は「新規」です。

③今回の追加申請を行うにあたり

・「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「物品供給等」「役務提供等」の部門のなかで、登録している業種に変更がない場合は、「申請しない」にチェックしてください。R6年度においてその業種は「継続」となります。

例) R5年度に「建設工事」の土木一式で登録があり、R6年度も継続を希望する場合で、「物品供給等」の電気製品を登録する場合



「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「役務提供等」は「申請しない」、  
「物品供給等」は「申請する」

④「役務提供等」の取り扱いについて

・「役務提供等」は、第3希望まで業種登録が可能である為、1つの業種でも「新規（追加）」または「業種変更」する場合は、R5年度と同じ登録を希望する業種については「継続」で入力し、「業務内容」はR5年度と同じ内容を入力してください。

・R5年度の登録業種を「新規（追加）」または「業種変更」をせず、希望順位のみ変更（入れ替え）する場合は、「継続」で入力し、「業務内容」はR5年度と同じ内容を入力してください。